

添付法令資料 4 :

ベトナム・企業における国家資本投資管理法（目次）
25.06.14 可決 法律第 68/2025/QH15 号 / 25.08.01 施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 9 条）
- 第 2 章 企業への国家資本投資（第 10 条ないし第 17 条）
- 第 3 章 企業における国家資本管理
 - 第 1 目 国家が定款資本の 100%を保有する企業における国家資本管理（第 18 条ないし第 26 条）
 - 第 2 目 国家が定款資本の 100%未満を保有する企業における国家資本管理（第 27 条及び第 28 条）
- 第 4 章 企業における国家資本の再構築（第 29 条ないし第 34 条）
- 第 5 章 国家所有者代表、企業の持分代表者及び監査役（第 35 条ないし第 42 条）
- 第 6 章 企業における国家資本の管理及び投資活動の効果の監察、検査、査察及び評価
 - 第 1 目 企業における国家資本の管理及び投資活動の監察、検査及び査察（第 43 条ないし第 49 条）
 - 第 2 目 企業、直接所有者代表者、国家持分代表者及び監査役の評価（第 50 条ないし第 53 条）
- 第 7 章 報告及び情報公開（第 54 条及び第 55 条）
- 第 8 章 施行条項（第 56 条ないし第 59 条）